

# 教育委員会定例会会議録

令和8年2月19日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和8年2月19日午後2時00分教育長青柳和富が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 青柳和富 委員 赤坂雅裕 委員 伊藤季美  
委員 伊藤甲之介 委員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	学校教育指導課長 新居博志
青少年課長 鈴木俊也	社会教育課長 仲手川武
教育センター所長 松永昭治	図書館長 高木直昭
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の議事は、次のとおり。

午後2時00分開会

○教育長 それでは会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が20件ございます。

会議の円滑な進行に資するため、一部議事日程について順序を変更して進行しますのでご承知おきください。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから2月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第2号、茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。担当事務局、順次説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 日程第1、教委議案第2号、茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部を改正する規則につきまして、学務課長よりご説明させていただきます。議案書2ページ、3ページをご覧ください。

本件は、教育総務部内に中学校給食準備担当を設けておりましたが、中学校給食につきまして、すべて無事に実施したことに伴い、中学校給食準備担当をなくしまして保健給食担当1つにさせていただくものでございます。以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第2号、茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2、教委報告第3号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第3、教委報告第4号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第4、教委報告第5号、茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてならびに日程第5、教委報告第6号、茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、順を追って説明させていただきます。

初めに、日程第2、教委報告第3号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明いたします。議案書は6ページから15ページとなります。

本件は、国家公務員に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会へ意見聴取があったものとなります。

続きまして、日程第3、教委報告第4号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について説明いたします。議案書は16ページから26ページとなります。

本件は、職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会へ意見聴取があったものとなっております。

続きまして、日程第4、教委報告第5号、茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について説明いたします。議案書は27ページから34ページとなります。

本件は、特別職の職員で非常勤のもののうち、産業医その他嘱託医に支給する報酬について、その額を改めるため提案するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会へ意見聴取があったものとなっております。

最後に、日程第5、教委報告第6号、茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてご説明いたします。議案書は35ページから74ページとなります。

本件は国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しを行うため提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会へ意見聴取があったものとなっております。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委報告第3号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第3、教委報告第4号 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第4、教委報告第5号、茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてならびに日程第5、教委報告第6号、茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分については原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第6、教委報告第7号、茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局、説明をお願いします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第6、教委報告第7号、茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は75ページから76ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会規則令和7年教育委員会規則第2号第3条に基づき、76ページの名簿にありますとおり、西浜小学校における茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会委員1名を専決処分したものでございます。以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第6、教委報告第7号、茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第7、教委報告第8号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局、説明をお願いします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第7、教委報告第8号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は77ページから78ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会規則第3条に基づき、4月定例会においてご承認いただいた8名の委員に加えて、78ページの名簿にあります通り、NPO法人ストップいじめ！ナビから委員の推薦をいただき、専決処分したものでございます。

なお、新規委員の委嘱期間は令和8年1月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、ご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第7、教委報告第8号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでよいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、予算等に関する案件でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認め、非公開といたします。傍聴の方はいらっしゃいませんね。

午後2時10分閉会